


所管部課	福祉部 障害福祉課	部長	吉 沢 寿 子			
件 名	東大和市障害児福祉手当及び特別障害者手当等事務取扱細則の一部 を改正する規則について			区分		<input type="radio"/> 1 審議事項
関 係 事 項	条例 規則					
	部課 機関					
<p>1. 要 旨</p> <p>受給資格の認定等に係る様式について、現状に則し文言整理を行う必要があることから、所要の改正を行う。</p> <p>(1) 主な改正点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資格喪失届&lt;第8号様式(第20条関係)&gt;を改める。</li> </ul> <p>(2) 施行日</p> <p>公布の日から施行する。</p>						
<p>2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>規則の案文については、文書課において審査済。</p>						
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p>						
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議付議後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>						
<p>5. 審議結果</p>						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。